

○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 平成30年1月11日(木) 15:10~16:30

2. 開催場所 健康センター第1会議室

3. 出席団体名

和洋女子大学(会長)、千葉商科大学、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、浦安市聴覚障害者協会

浦安手をつなぐ親の会、社会福祉法人なゆた、社会福祉法人敬心福祉会

NPO法人千楽、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、社会福祉法人サンワーク

介護給付費等の支給に関する審査会、株式会社オリエンタルランド、浦安市社会福祉協議会

千葉県立市川特別支援学校、健康福祉部長、健康福祉部次長

4. 議題

(1) 部会活動報告

(2) その他

(3) 部会からの事例報告(非公開)

5. 資料

議題1資料 部会活動報告

議題2資料 市の事業報告

6. 議事

事務局：ただいまより、平成29年度第5回浦安市自立支援協議会を開催します。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

会議を開催する前に、何点か会議の進め方について確認させていただきたい事項がございます。

自立支援協議会及び部会は、会議を公開し、議事録もホームページで公開いたします。特に個人情報に係る発言等につきましては、充分なご配慮をお願いいたします。

氏名等を出さなくても、内容により個人を特定できる場合がありますので、ご本人の承諾がない場合は、特定の事例などに関するご発言はお控えいただきますよう、お願いいたします。

なお、議事録には発言者が所属する団体名を記載いたしますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

また、ご発言の際にお願いしたいことがございます。議事の記録及び会議を円滑に進めるためにも、ご発言の際は、挙手いただき、会長の「〇〇委員、お願いします」の発言の後に団体名と氏名を述べていただき、その後、発言をお願いいたします。

当協議会におきましては、聴覚障がいのある方、視覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際は、ゆっくりお話くださるよう、お願いいたします。進行が速いようでしたら、恐れ入りますが、手話通訳の方より挙手をお願いいたします。

それでは、今後の進行につきましては会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長：それでは、引き続き議事進行を務めさせていただきます。

本日の議題は3つあるんですけれども、3つ目は非公開ということですね。

初めに、議題1、部会活動報告になります。

第4回の協議会以降、相談支援部会が開催されましたので、ご報告をいただき、質問やご意見をお伺いしたいと思います。

相談支援部会の活動報告をソーシャルサポートセンターよりお願いいたします。

ソーシャルサポートセンター：サブリーダーのソーシャルサポートセンターです。

相談支援部会第3回は、11月21日に開催されました。

議題は3つありまして、2つは公開で、3つ目を「地域課題について」として、非公開にて行っております。

1つ目の議題は、意思決定支援について、意思決定支援ガイドラインが作成された経緯や、意思決定支援とはどういったものかということ、障がい福祉課より、障がい福祉サービス等の提供にかかわる意思決定支援ガイドラインと、続いてリーダーのパーソナル・アシスタンスともより、意思決定支援とはどういったものかといったパワーポイントを使った説明を行っております。

その中から委員より意見を伺っています。主な意見は、医療保護入院をしていた精神障がいのある方が退院する際に、医師や支援者側は、本人が失敗しないような生活環境を整える方向で話を進めていたが、失敗することも1つの権利ではという意見が挙がっていました。本人の意思を実現するために、さ

さまざまな情報提供や選択肢の提供、体験をしてもらって、これまでの経験なども含めて、自分を見つめ直すことが必要だといった意見も挙がっておりました。

また、子どもの場合は、親の意思が最終的なものになるのが現実だと思うという意見が挙げられ、しかし実際は、子どもは自分の要求が全面に出てくるので、それをどう情報として持っていくかが大事ではないかという意見も挙がっておりました。意思を出すことと意思を決定することは別物だという意見も挙がっていました。大人になったときの意思決定支援につながるという話もあり、つながる支援、つなげる支援も意見として挙がっていました。

また、意思決定支援はやらなければいけないとは思いますが、支援者としては、本人が失敗をしてしまうのが心配なところもあって、常々難しいと感じているという意見もあり、本人の意思にどれだけ寄り添えて、どれだけ一緒に考えていけるかが意思決定支援のポイントではないかということ、委員と一緒に意見交換をしました。

また、本人の言葉だけではなく、しぐさやその人の生活史などを支援者側がどうキャッチしていくかということも、意思決定支援のポイントになるのではということ、話し合いました。

議題2、障がい福祉計画の策定について、ヒアリング調査の結果の報告と、計画の素案を説明しています。ヒアリング調査の結果に関して、障がい事業課より説明をいただきました。

議題3は、地域課題についてということで、非公開にて地域課題だと感じる契機となった事例の報告を行っております。後ほど事例検討の中で話をしていくと思われませんが、課題として挙げたこととしては、重度の障がいのある方の介助ができるヘルパーが少ないのではないとか、市内に重度障がいのある方の受け入れができるグループホームがないとか、あとは隣の市川市では相談支援事業所で重症心身障がい者の勉強会を開いていますよといった他市の情報ですとか、そういったことを皆さんで話し合う機会になりました。

また、今後、地域生活支援拠点ができれば、どのような機能をして、どういった役割をしていくのかというところを、相談支援部会としてどうキャッチしていくか、どう考えていくかということも、今後の課題になるかなという話が挙げられました。

以上です。

会長：ご報告ありがとうございました。

報告に関するご意見やご質問あれば、お願いいたします。

拠点の開設はいつからでしたか。

事務局：平成32年4月を予定しております。

会長：ありがとうございます。もう、この拠点の運営に入る事業者は選定が済んでいるので、これは協議会にどういうふうに入れるかということもありますか、今後。

事務局：協議会のメンバーにというのは、ごめんなさい、今の時点では考えてはいないんですが、来年、30年度は2年目なんですね。ですから31年度改選になりますので、そのときに検討をしたいと考えております。

会長：今ご報告あったように、地域生活支援拠点の役割の中に、相談機能もあったりするので、基幹とのすみ分けどうするかとか、あるいは地域生活支援拠点をどう使うかという機能の問題については、自立支援協議会の大きな検討の内容にもかかわってくるかと思います。この時期、改選時期を見て、ぜひお入りいただく方向で進めたらどうかと思っております。

そのほか、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題2。その他について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局：議題2資料をごらんください。2点ほどご報告と、ご連絡になります。

まず市の事業報告ですが、皆さんご存じかと思いますが、入船北小学校跡地に、障がい事業課の2事業が入ることになりました。6月より移転する2事業について、運営事業者を公募いたしました。

住所は入船5-45-1、名称は「浦安市まちづくり活動プラザ」になりました。

1つ目の事業は、基幹相談支援センターです。こちらは選定事業者が決まりまして、これまでと同じ、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともです。委託期間は、平成30年6月1日から平成33年5月31日となります。

2つ目が青少年サポート事業です。今、北栄で実施しておりますが、こちらも入船北小学校に入るといことで、3年間の委託がちょうど終了しましたので、事業者を選定いたしました。選定事業者は、一般社団法人こども未来共生会、こちらもこれまでと変わらない事業者さんになります。委託期間は平成30年6月1日から平成33年5月31日になります。

以上が報告になりまして、続いて第2回合同部会について、ご報告させていただきます。

日時が平成30年2月8日木曜日、午後1時30分から3時30分ということで、場所は市役所の4階の会議室になります。

内容は、引き続き、市民の方も聞けるような講演会を考えておりまして、今回は、「自立支援協議会における地域資源の活性化」ということで、ちょうど今、協議会、また部会のほうもグループワークを行ったり、少し動き始めているところもありますので、さらに活性化をして、地域資源の検討などでもきるよう、講演していただく予定です。

講師の方は毎日新聞論説委員の野澤和弘様をお願いしています。一般市民の方もご参加いただけますが、協議会の委員、部会の委員さんにぜひ聞いていただきたい内容になりますので、ご参加いただければと思います。

事務局からは以上です。

会長：ありがとうございました。

ただいまのご説明、ご報告に関して、ご意見、ご質問あればお願いします。

社会福祉法人なゆた、お願いします。

社会福祉法人なゆた：市の事業報告の、入船北小学校の跡地ですが、体育館とか、そういうところは使えたりするんですか、福祉事業所が借りたり、利用の方法はどうなんでしょうか。今、市の福祉事業所で公民館とかそういうのを借りられないので、使わせていただける所がないのかなと思って、質問させていた

だいたんですが。

会長：いかがでしょうか。

事務局：体育館については、これまでどおりの貸し出し等になりますので、普通の学校のほうでも貸し出し等を行っているんですが、同じような利用方法で貸し出しをするということになるかと思います。

あとは、浦安市まちづくり活動プラザも、市民の方が利用できるスペースがあったと、ちょっと今、詳しいことが私のほうでわからなくて、次回ご報告させていただきたいと思います。

会長：よろしいですか。

社会福祉法人なゆた：はい。

会長：活用をぜひお願いしたいと思います。

そのほかございますでしょうか。

なければ続きまして議題3になります。部会からの事例報告になります。こちらの議題については、事例を含むために、非公開とさせていただきたいと思います。傍聴席の方はご退席をお願いいたします。

(傍聴人退席)

平成 30 年 1 月 11 日（木）
午後 3 時 10 分～
健康センター第 1 会議室

浦安市自立支援協議会（平成 29 年度第 5 回）次第

1. 開会

2. 議題

（1）部会活動報告

（2）その他

（3）部会からの事例報告（非公開）

3. 閉会

第3回相談支援部会活動報告

開催日 11月21日(火)

議題1 意思決定支援について

(概要) 意思決定支援ガイドラインが作成された経緯や意思決定支援とはどのようなものなのか等の説明をおこない、意見を伺った。

(主な意見)

- 医療保護入院をしていた精神障がいのある方が退院する際に、医師や支援者側は本人が失敗しないような生活環境を整える方向で話を進めていたが、失敗するのも一つの権利だと思う。障がいのある方は社会的な経験が不足しがちで、物の考え方が偏っていることもあるかもしれないので、本人の意思を実現するために、様々な情報提供や選択肢の提供、体験をしてもらい、これまでの経験なども含めて自分を見つめ直すことが必要だと思う。本人も自分で決める経験がないために不安になると思うが、失敗したらやり直せるというフォローをしていくことも意思決定支援の必要な要素だと思う。
- 子どもの場合は、親の意思が最終的なものになるのが現実だと思う。しかし、子どもは自分の要求が全面に出てくるので、それをどう情報として持っていくかが大事だと思う。意思を出すことと意思を決定することは別物。子どもは経験を積み重ねていくことで、大人になったときの意思決定支援につながるという話もある。
- 意思決定支援はやらなければいけないとは思いますが、支援者としては本人が失敗をしてしまうのが心配なところもあり、常々難しいと感じている。
- 本人の意思にどれだけ寄り添えて、どれだけ一緒に考えてあげることが意思決定支援のポイントだと思う。本人の言葉だけでなく、しぐさやその人の生活史などを支援者側がどうキャッチしていくかも大切だと感じる。

議題2 障がい者福祉計画の策定について

(概要) ヒアリング調査の結果の報告と計画の素案を説明した。

(主な意見)

特になし。

議題3 地域課題について(非公開)

(概要) 地域課題だと感じる契機となった事例の報告などを行った。

市の事業報告

旧入船北小学校跡地利用の開設について

住所：浦安市入船五丁目45番1号

名称：浦安市まちづくり活動プラザ

6月より移転する以下の2事業について、運営事業者を公募しました。

(1) 基幹相談支援センター

選定事業者 社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも

委託期間 平成30年6月1日～平成33年5月31日

(2) 青少年サポート事業

選定事業者 一般社団法人こども未来共生会

委託期間 平成30年6月1日～平成33年5月31日

第2回合同部会について

1. 日時 平成30年2月8日(木) 午後1時30分～午後3時30分

2. 場所 浦安市役所4階 S2～4会議室

3. 内容

(1) 午後1時30分～午後2時

部会活動報告 各部会リーダーによる部会活動報告の発表

(2) 午後2時～午後3時30分

合同部会講演会

『自立支援協議会における地域資源の活性化』

講師：毎日新聞論説委員 野澤和弘氏

講義内容

障害者総合支援法第89条の3により市町村に設置することとされている協議会について、サービス等利用計画から見えてきた地域課題を共有し、資源開発や支援調整などを行うなど地域づくりの中核であることを改めて学びます。